

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年10月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000127号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000056号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成25年2月28日及び平成26年2月27日は50万円、平成27年2月27日は80万円、平成28年2月29日は100万円に訂正することが必要である。

平成25年2月28日、平成26年2月27日、平成27年2月27日及び平成28年2月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年2月28日、平成26年2月27日、平成27年2月27日及び平成28年2月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年2月28日
② 平成26年2月27日
③ 平成27年2月27日
④ 平成28年2月29日

A社(以下「事業所」という。)から請求期間①、②、③及び④において賞与が支給され、各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が賞与の届出を失念し、当該厚生年金保険料を納付していないことが社内の監査により判明したと担当部門から説明を受けた。各賞与から間違いなく厚生年金保険料が控除されていたので正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業所から提出された賞与に係る「給与明細書」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、請求期間①、②、③及び④において事業所から賞与を支給され、法定保険料率に見合う厚生年金保険料を当該事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、上記賞与に係る「給与明細書」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は

50万円、請求期間③は80万円、請求期間④は100万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である請求者が、当該事業主が厚生年金の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、事業所の商業登記簿謄本により、請求者は請求期間①、②及び③において、事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業所は、請求期間当時から現在まで、役員賞与を含む給与計算及び社会保険事務は、親会社であるB社（以下「親会社」という。）に委託しており、請求者は、個別の届出内容を把握できる状況にはなく、社会保険事務に直接関与できる状況にはなかった旨の陳述をしている。

また、給与計算及び社会保険事務を請求期間当時から受託している親会社の人事総務部長は、当時の業務手順について、親会社の役員会で賞与の支給が決定された後にその内容は親会社の総務グループ（C工場内）に連絡され、同グループが事業所の賞与の計算及び賞与に係る「給与明細書」の作成を行い管轄の年金事務所へ届出を行っていたので、請求者は同役員会からの通知を受け賞与が支給されたことは知っていたはずだが、事業所の代表取締役であるものの届出の有無について把握できなかったはずであり、社会保険事務に直接関与することはなかった旨の陳述をしている。

これらの陳述から、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000128号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000057号

第1 結論

請求者のA社における平成29年2月28日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成29年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月28日

A社(以下「事業所」という。)から請求期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が賞与の届出を失念し、当該厚生年金保険料を納付していないことが社内の監査により判明したと担当部門から説明を受けた。賞与から間違いなく厚生年金保険料が控除されていたので正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業所から提出された賞与に係る「給与明細書」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、請求期間において事業所から賞与を支給され、法定保険料率に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与に係る「給与明細書」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、70万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である請求者が、当該事業主が厚生年金の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、事業所の商業登記簿謄本により、請求者は請求期間において、事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業所は、請求期間当時から現在まで、役員賞与を含む給与計算及び社会保

険事務は、親会社であるB社（以下「親会社」という。）に委託しており、請求者は、個別の届出内容を把握できる状況にはなく、社会保険事務に直接関与できる状況にはなかった旨の陳述をしている。

また、給与計算及び社会保険事務を請求期間当時から受託していた親会社の人事総務部長は、当時の業務手順について、親会社の役員会で賞与の支給が決定された後にその内容は親会社の総務グループ（C工場内）に連絡され、同グループが事業所の賞与の計算及び賞与に係る「給与明細書」の作成を行い管轄の年金事務所に届出を行っていたので、請求者は同役員会からの通知を受け賞与が支給されたことは知っていたはずだが、事業所の代表取締役であるものの届出の有無について把握できなかつたはずであり、社会保険事務に直接関与することはなかった旨の陳述をしている。

これらの陳述から、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。